

脱炭素経営への転換に向けた取組を後押し！

我が社の脱炭素経営 促進事業費補助金



中小企業等が行う脱炭素化に向けた3つの取組を助成します！



顧客対応で役立つ
知識の習得



CO₂排出量等の
見える化



省エネ診断の
受診等

令和7年3月 秋田県生活環境部温暖化対策課

1. 脱炭素化を進めるべき理由

メリット
1

早期に脱炭素化に取り組むことで、**取引先からの要請にスムーズに対応**
(脱炭素化を進める大企業から“選ばれる”要素となり、競合他社から一歩リードできる可能性あり)

メリット
2

省エネ・脱炭素型の事業活動により、**エネルギーコストの削減・収益性アップ**
(効果的な運用改善や投資を抑えた省エネ設備への更新手法など、脱炭素化の検討で得られる有効情報は多数)

メリット
3

気候変動対策に貢献する企業として**社会的信頼・企業価値が向上**
(温室効果ガス排出抑制などの具体的な気候変動対策は、SDGsの根幹となるものです)

メリット
4

経営基盤の強化に向けた**有利な資金調達など新たな選択肢の広がり**
(サステナビリティ・リンク・ローンなどの有利な融資メニューや、国や地方公共団体が実施する省エネ型設備導入補助金など)



国は経済と環境を両立する「グリーン成長戦略」等に基づき、
20兆円規模の投資促進策の実行を進めており、
今後も脱炭素分野における投資拡大が見込まれます。

詳しくは、県公式サイト美の国あきたネット(コンテンツ番号:86489)
脱炭素経営の基礎を解説するガイドブック「脱炭素経営のすすめ-入門編-」で公開中！



脱炭素経営への転換に向けた6つのステップ！

Step 1 脱炭素化に向けた社内での意識醸成・体制整備



Step 2 事業活動に影響を与える気候変動関連リスク・ビジネスチャンスの把握

Step 3 エネルギーの使用状況とCO₂排出実態の把握



Step 4 具体的な削減対策の検討削減目標の設定、計画策定



NEXT...

Step 5 削減対策の実行

Step 6 削減目標や取組状況等の情報を開示

メニュー①

従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得支援

顧客対応で役立つ知識を習得！

メニュー②

CO₂排出量等可視化デジタルサービスの導入・利用

脱炭素化の現在地をこまめに把握！

拡充

メニュー③

省エネ診断の受診等

自社に合ったコストカット手法を知る！

新設

各メニュー併用可能！！

実行段階(step5・6)に向かうための
基礎となる取組(step1～4)に補助金を交付します！

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、「あきたゼロカーボンアクション宣言」を登録済み
又は補助事業の完了までに登録する中小事業者※(みなし大企業は除く。)

※ 中小事業者には、以下の要件を満たす会社法人以外の法人(社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、NPO法人、農事組合法人、事業協同組合など)及び個人事業主も含む。

業種の区分	常時雇用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	50人以下
サービス業（宿泊業）	100人以下
卸売業	100人以下
その他の業種	300人以下

※ あきたゼロカーボンアクション宣言とは？

県が、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、令和5年度にスタートした
県内事業者が行っている脱炭素化の取組を「見える化」する制度です。
節電や節水といった取り組みやすいアクションだけでも宣言することができます。



令和7年3月19日現在で約200事業者が登録

詳しくは、県公式サイト「美の国あきたネット(コンテンツ番号71118)」を御確認ください。

(様式第2号)

あきたゼロカーボン達成に向けた取組シート

は、次のことに取り組んでゼロカーボン達成を目指します。

取組区分	緩和	… 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を食い止める取組 ※緩和に含まれる[1]から[30]の取組の中からは必ず1つ以上を選択してください。
	適応	… 避けられない気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する取組
	資源循環	… 廃棄物の抑制、利用、適正処理による環境への負荷を低減する取組

6. 見える化・目標設定等

- ☐ [25] 電気・水道使用量の事業者内での共有
- ☒ [26] 温室効果ガス排出量の算定・公表
- ☐ [27] 温室効果ガス削減目標の設定
- ☒ [28] 省エネルギー診断の受診
- ☐ [29] 温暖化対策担当の設置
- ☐ [30] その他



(1) 従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得支援

・対象資格

環境省が「脱炭素アドバイザー資格」として認定している民間資格（R7.2月末現在 7資格）

※ 補助対象期間内に新たに認定された資格も補助対象となります。

・対象経費

補助事業期間内に受験を申し込みを行って、期間内に支出した対象資格の

受験料、登録料、受講料※、教材料※

※ 資格制度の運営者が受講や購入を指定又は推奨しているものに限りま。

・対象要件

- ① 受験料等は、合格者分のみ補助対象経費となります。
- ② 申請できる人数は、1事業者当たり合格者2人分(1人当たり1資格)までとします。

・補助率及び補助上限額

対象経費の 1/2以内 ・ 上限額 1万円

・支援枠

10社程度

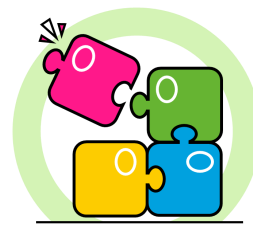
- ・ 脱炭素に関する専門的なコンサルティングが可能
(プロフェッショナルレベル) シニアアドバイザー
- ・ 顧客に対して脱炭素に関する実務的なアドバイスが可能
(実務レベル) アドバンスト
- ・ 顧客と脱炭素に関する基本的なコミュニケーションが図れる
(基礎レベル) ベーシック



詳細は環境省
公式サイトを
ご確認ください。

参考: GX検定ベーシック
2024年12月時点で
合格者3,771名(合格率72%)

(株)スキルアップNeXt
公表資料より引用



(2) CO₂排出量等可視化デジタルサービスの導入・利用

拡充

・対象経費

補助事業期間内に新たに導入し、期間内に支出した

CO₂排出量等可視化デジタルサービスの利用料



・対象要件

- ① 県内に本社等を有する金融機関及び経済産業省資源エネルギー庁「省エネ・地域パートナーシップ」の県内パートナー金融機関又はそれらと連携して企業の脱炭素化支援を行っている事業者が提供するサービスに限ります。
- ② 導入に係る初期費用は対象外です。
- ③ 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出した月額使用料相当額を対象とします。
- ④ 月額料金が発生しない期間がある場合は、当該期間を除いて補助金を算定します。

・補助率

10/10(1万円/月まで)

・補助上限額

1社当たり 6万円

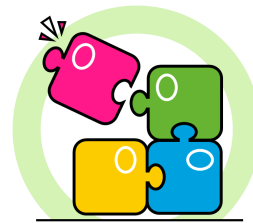
※ (3)省エネ診断の受診と合わせて申請する場合は、
1社当たり 9万円まで上限額を引き上げます。

・支援枠

10社程度

R6に導入した事業者の声

データを蓄積して、設備の運用改善に活用するほか、省エネ・脱炭素型設備に更新する際の補助金申請の参考資料としての利用を考えています。



(3) 省エネ診断の受診等

新設

・対象経費

補助事業期間内に受診し、期間内に支出した

省エネ診断の診断費用、省エネ伴走支援の利用料

・対象要件

① 補助対象となる費用は次の要件のいずれかを満たすもの

ア 国の補助金が充当されている省エネ診断の診断費用

イ 資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」の県内パートナー金融機関と連携して中小事業者向けの省エネ・脱炭素化支援を行っている診断機関による省エネ診断の診断費用

ウ 上記のア及びイを実施している診断機関が提供する省エネ伴走支援の利用料

② 補助対象期間内に複数の省エネ診断を受診した場合は、それぞれの診断費用の合計を基に補助金を算定します。



県内で活動する省エネ診断機関等についてはこちらをご確認ください。☞
美の国あきたネット（84910）



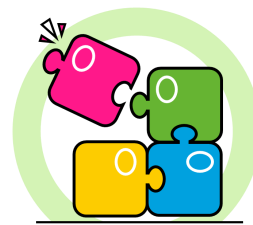
・補助率及び補助上限額

対象経費の $\frac{1}{2}$ ・ 上限額 1万円

・支援枠

70社程度

受診した企業からは「実情に即した提案をもらえて良かった」と満足の声が診断機関に寄せられています。



4. 補助対象期間と募集開始期間

補助対象期間:

令和7年4月1日以降の交付決定日 から 令和8年3月31日 まで

募集期間:

令和7年4月1日から(随時申請を受け付けます) **※助成枠に達し次第終了**

5. 提出書類

- ・ 所定の様式(補助金交付等申請書など)
- ・ その他知事が必要と認める書類

➡ 4月1日以降、美の国あきたネット(コンテンツ番号79732)」において、様式ファイルと記載例などを公開していますので御確認ください。

Two overlapping sample application forms for the subsidy. The forms are titled '美の国あきたネット(コンテンツ番号79732)」において、様式ファイルと記載例などを公開しています。 They contain various fields for applicant information, project details, and financial data, with some sections highlighted in yellow.

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL: 018-860-1573

FAX: 018-860-3881

Eメール: en-ondanka@pref.akita.lg.jp

「あきたゼロカーボンアクション宣言」の登録申請は随時受け付けています。

【再掲】県公式サイト「美の国あきたネット(コンテンツ番号71118)」にて

